

重要事項説明

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 独立行政法人地域医療機能推進機構
久留米総合病院附属介護老人保健施設
- ・開設年月日 平成 8年 5月 7日
- ・所在地 福岡県久留米市櫛原町 21 番地
- ・電話番号 0942-33-1211 ・ファックス番号 0942-31-3551
- ・管理者名 施設長 牛嶋 公生
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（4052280114号）

(2) 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の方の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(3) [独立行政法人地域医療機能推進機構 久留米総合病院附属介護老人保健施設の運営方針]

当施設は明るい家庭的な雰囲気の中、利用者の方の心身の特性に応じた看護・介護ケア及び機能訓練等のサービスを適切に提供するように努めます。

地域と家庭との連携を重視した運営に心がけ、これら利用者が家庭への復帰をめざし、生きがいをもって療養生活を送ることができるよう努めます。

(4) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	兼務	夜勤	業務内容
・施設長	1		1		施設管理
・副施設長	1		1		施設管理
・医師			7		診療
・看護職員	12			1	看護
・薬剤師	1				調剤
・介護職員	29	8		3	介護
・支援相談員	2				相談援助
・理学療法士	3				理学療法
・作業療法士	4				作業療法
・機能訓練員					マッサージ
・管理栄養士	1				栄養管理
・介護支援専門員	1				施設サービス計画書作成等
・事務職員	3				施設管理
・技能員		2			営繕・利用者送迎
・居宅介護支援センター	2				居宅介護サービス計画書

(5) 入所定員

- ・定員 90 名
- ・療養室 個室 10室 2人室 2室 4人室 19室

(6) 通所定員

月曜日～金曜日 45名、土曜日 15名

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ② 栄養ケアマネジメント計画の立案
- ③ 口腔機能向上計画の立案
- ④ リハビリテーションマネジメント計画の立案
- ⑤ 短期集中個別リハビリテーション計画の立案
- ⑥ 食事（原則として食堂で召し上がっていただきます。）
昼食 12時00分～13時00分
おやつ 15時00分～15時30分
- ⑦ 入浴 一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。
- ⑧ 医学的管理・看護
- ⑨ 介護
- ⑩ 機能訓練（リハビリテーション レクリエーション）
- ⑪ 送迎サービス 久留米市内、鳥栖市及び三養基郡みやき町の一部に限り送迎を行います。
利用の可否については担当者にご相談ください。
場所によっては送迎できないこともあります。
- ⑫ 相談援助サービス
- ⑬ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用します。）
- ⑭ その他
*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

併設医療機関	独立行政法人地域医療機能推進機構 久留米総合病院 電話 0942-33-1211
診療科目	内科 呼吸器・感染症内科 循環器内科 消化器内科 腎臓内科 外科 ペインクリニック内科 内分泌・代謝・糖尿病内科 消化器外科 整形外科 乳腺外科 泌尿器科 産婦人科 眼科 皮膚科 麻酔科 放射線科 リハビリテーション科 精神科 形成外科 救急科

当施設では、下記の病院や歯科診療所にご協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名称 医療法人社団堀川会 堀川病院
- ・住所 福岡県久留米市西町510番地
- ・電話 0942-38-1200

・協力歯科医療機関

- ・名称 豊田歯科医院
- ・住所 福岡県久留米市御井町2342番地3
- ・電話 0942-43-6404

・協力歯科医療機関

- ・名称 あいかわファミリー歯科
- ・住所 福岡県久留米市合川町53番地1
- ・電話 0942-48-2488

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先にご連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 飲酒・喫煙
飲酒 医師の許可が必要になります。
喫煙 敷地内禁煙とさせていただきます。
- ・ 設備・備品の利用
指定の場所で注意をして正しくご利用ください。
備品等の持ち込みは事前にご相談ください。
- ・ 金銭・貴重品の管理
現金、通帳、カード類、貴金属等の貴重品の持ち込みは原則としてお断り致します。
- ・ ペットの持ち込み
ペットの持ち込みはお断り致します。

5. 非常災害対策

防火避難訓練が適宜ありますのでご協力ください。

- ・ 防災設備 スプリンクラー 消火器
- ・ 防災訓練 年2回

6. 事故発生時の対応

- ・ サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- ・ 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- ・ 前2項のほか、当施設は利用者又はその家族等が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の方の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」はお断りしています。

8. サービス内容に関する苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。

要望や苦情などは支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

各階に備え付けております意見書箱の「みんなの声」もご利用できます。

相談・苦情担当
小鍋 敦志（支援相談員）
電話 0942-33-1276

ご利用者・ご家族さまからの苦情について

事業者又は事業所名	久留米総合病院附属介護老人保健施設
提供するサービス種類	介護老人保健施設 短期入所療養介護(介護予防を含む) 通所リハビリテーション(介護予防を含む)

措置の概要

1. 利用者からの相談または苦情に対応する常設の窓口（連絡先）担当者の設置

- 相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いています。また、担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに担当者に必ず引き継いでいます。

（電話番号） **0942-33-1211** **（FAX） 0942-31-3551**

（担当者）

相談窓口 **支援相談員** **小 鍋 敦 志**

（副任） **看護師長** **古 賀 ま り 子**

- 上記相談窓口及び処理体制等については、施設内に掲げるとともに、サービス利用開始の際に利用書及び家族に文書を配布し周知を図っています。

2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順について

- 苦情があった場合は、ただちに相談担当者または支援相談員が相手方に連絡を取り、直接伺うなど詳しい事情を聞くとともに、事情確認をいたします。
- 相談担当者等は、苦情内容、事実確認状況及び対応方針を管理者に報告するとともに、その指示を受け速やかに相談事項の処理を行います。
- 苦情の内容によっては、関係機関（保健福祉環境事務所、市町村等）に報告を行います
- 処理結果等は必ず職員全員に対して申し送り等で報告するとともに、文書回覧等により具体的な内容の周知を図り、再発防止を促します。
- 記録を保管し、施設内研修会等に活用するなど再発を防ぐために役立てます

3. その他参考事項

- 当施設は、普段から苦情が出ないようサービス提供を心がけています。
 - ①毎日申し送り等で確認、月1回の合同会議等で研修を実施します。
 - ②意見書箱として各階に「みんなの声」の設置をしています。

4. 公的機関の相談窓口

- ・久留米市健康福祉部介護保険課 0 9 4 2 - 3 0 - 9 2 4 7
- ・鳥栖地区広域市町村圏組合 0 9 4 2 - 8 1 - 3 3 1 6
- ・福岡県国民健康保険団体連合会介護保険窓口 0 9 2 - 6 4 2 - 7 8 5 9
- ・佐賀県国民健康保険団体連合会介護保険窓口 0 9 5 2 - 2 6 - 1 4 7 7

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスについて

1. 介護保険証等の確認

ご利用にあたり、ご利用希望者の**介護保険証・介護保険負担割合証**を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービス

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護・医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の生活の質の向上および利用者のご家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関するあらゆる職種の職員利用者の協議によって通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますがその際、ご本人・ご家族等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

通所リハビリテーションは入院を必要としない要介護者及び要支援者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行います。また「生活リハビリ」として施設内での生活全般が生活機能訓練となります。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設利用中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の方の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

①施設利用料

（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

下記の**基本料金及び加算は自己負担割合 1 割の方の料金です。2 割の方は 2 倍、3 割の方は 3 倍となります。**）

介護予防通所リハビリテーション	(1ヶ月あたり)	【1割負担】
・ 要支援 1		2,268円
・ 要支援 2		4,228円
(加算)		
・ 栄養アセスメント加算		50円
・ 科学的介護推進体制加算		40円
・ 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) (6カ月)		5円/回
・ サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) イ		
要支援 1		88円
要支援 2		176円
・ リハビリテーションマネジメント加算		330円

通所リハビリテーション (1日あたり)

[6時間以上7時間未満]

・ 要介護1	715円
・ 要介護2	850円
・ 要介護3	981円
・ 要介護4	1,137円
・ 要介護5	1,290円

(加算)

・ 入浴介助加算 (I)	40円/日
・ リハビリテーションマネジメント加算 (イ) 6月以内	560円/月
6月超	240円/月
・ リハビリテーションマネジメント加算 (ロ) (情) 6月以内	593円/月
6月超	273円/月
(医師が利用者や家族に説明し利用者の同意を得た場合270円を加算)	
・ 短期集中個別リハビリテーション実施加算	110円/日
・ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I)	240円/日
・ サービス提供体制強化加算 (I)	22円/回
・ リハビリテーション提供体制加算 [6時間以上7時間未満]	24円/回
・ 退院時共同指導加算	600円/回
・ 介護職員等処遇改善加算 (I-ロ)	11.1%

処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。

(2) その他の料金

① 食事代	
昼食	600円
おやつ	200円
② 日用品費	200円
③ 基本時間外施設利用料	200円
* 1時間あたり	
④ おむつ代	30円～170円

* 利用料金の詳細については料金表を用意しておりますので、お尋ね下さい。

(3) 支払い方法

- ・ 毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。(請求書は連絡帳にて通知します)
- ・ お支払い方法は、口座引落及び口座振込又は現金での窓口支払のいずれから選択できます。

(4) 送迎について

送迎範囲 : 原則として久留米市、鳥栖市、みやき町の一部地域になります。

送迎を希望される方は、リフト付送迎車等でご自宅まで送迎いたします。

ただし、当施設からの送迎距離や送迎時間などの関係で送迎ができない場合もありますのでご了承ください。

送迎時間

お迎え… 8時30分～9時45分頃まで

お送り… 16時00分～17時15分頃まで

(5) その他

- ・ トレーナーやズボン、運動靴などの身軽で運動しやすい服装でお越してください。
 - ・ 入浴を希望される方は入浴時に更衣をいたしますので「タオル バスタオル 下着類 ビニール袋」を入れて入浴の準備をお願いします。
 - ・ シャンプーやせっけんは当施設で準備しておりますがお好みのものがあればお持ちください。
 - ・ 昼食後にはみがき、義歯洗浄の口腔ケアを行いますので歯ブラシをお持ちください。
 - ・ 衣類や履き物、その他持ち物には必ず名前をはっきりとお書きください。
 - ・ 服薬のある方は1回分を連絡帳に入れてお持ちください。
 - ・ 現金、貴重品はお持ちにならないようお願いします。
- 万一紛失されても当施設では一切の責任を負いかねます。

ご不明な点がございましたらいつでもお気軽におたずねください。

独立行政法人地域医療機能推進機構

久留米総合病院附属介護老人保健施設

通所リハビリテーション

電話 0942-33-1324 (直通)

個人情報の利用目的

独立行政法人地域医療機能推進機構 久留米総合病院附属介護老人保健施設では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供